



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 18 日 (金)
号外第 21 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県暴力団排除条例（3）（警察本部組織犯罪対策課）・・・・・・・・・・ 10
	鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（4）（税務課）・・・・・・・・ 15
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（5）（人事企画課）・・・・・・・・ 17
	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 （6）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（7）（業務効率推進課）・・・・・・・・ 22
	鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例 （8）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
	鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（9）（青少年・文教課）・・・・・・ 24

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県暴力団排除条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 暴力団が、県民等を被害者とする恐喝事件、ヤミ金融事件、野球賭博事件等の資金を獲得するための犯罪を行い、時代の変化に合わせて組織の実態、活動の形態等を潜在化させ、また不透明化させながら資金獲得活動を多様化させている情勢を踏まえ、今後は警察対暴力団の構図から、社会対暴力団の構図へと暴力団排除活動を転換し、県民が一体となって日常生活や社会経済活動の場から暴力団を排除することが必要である。
- (2) (1)を踏まえ、県民の安全で平穏な生活を確保するため、基本理念を定め、暴力団排除に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本的施策、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定める。

2 条例の概要

(1) 目的	この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。
(2) 定義	この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。 ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。 イ 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。 ウ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。 エ 県民等 県民（県内に滞在する者及び県内を通過する者を含む。以下同じ。）及び事業者をいう。 オ 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
(3) 基本理念	暴力団の排除は、県民等が、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に不当な影響を生ぜしめる存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、市町村、県民等その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。
(4) 県の責務	県は、基本理念にのっとり、県民等の協力を得るとともに、暴力追放運動推進センターその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。
(5) 県民の責務	ア 県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。 イ 県民は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該

	<p>情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 県民は、暴力団員等から不当な要求を受けた場合には、県、暴力追放運動推進センター等に相談するよう努めるものとする。</p> <p>エ 県民は、暴力団員等と密接に交際することその他の社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めるものとする。</p>
(6) 事業者の責務	<p>ア 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団の排除に取り組まなければならない。</p> <p>イ 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>エ 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等から不当な要求を受けた場合には、県、暴力追放運動推進センター等に相談するよう努めるものとする。</p>
(7) 県の暴力団事務所に対する措置	<p>県は、県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団事務所が開設をされないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
(8) 県の事務及び事業における措置	<p>県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものを県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。</p>
(9) 警察による保護措置	<p>警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、保護その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
(10) 県民等に対する支援	<p>ア 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p> <p>イ 県は、アに定めるもののほか、県民等による暴力団の排除のための活動に資するよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p>
(11) 広報及び啓発	<p>県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、県内における暴力団の活動実態等について県民等に周知するほか、暴力団の排除の気運を醸成するための集会を開催するなど、広報及び啓発を行うものとする。</p>
(12) 市町村への協力	<p>県は、市町村において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力をを行うものとする。市町村が、当該施策を講じたときも、同様とする。</p>
(13) 暴力団事務	<p>ア 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、こ</p>

<p>所の開設及び運営の禁止</p>	<p>れの開設をし、又は運営をしてはならない。</p> <p>(ア) 学校（大学を除く。）又は専修学校（高等課程を置くものに限る。）</p> <p>(イ) 児童福祉施設又は児童相談所</p> <p>(ウ) 図書館</p> <p>(エ) 博物館</p> <p>(オ) 公民館</p> <p>(カ) 家庭裁判所</p> <p>(キ) 少年院又は少年鑑別所</p> <p>(ク) 保護観察所</p> <p>(ケ) (ア)から(ク)までに掲げるもののほか、特にその周辺における青少年（18歳未満の者（婚姻したものを除く。）をいう。以下同じ。）の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの</p> <p>イ アは、この条例の施行の際現に運営をされている暴力団事務所（以下「現用事務所」という。）又はこの条例の施行後に開設をされた暴力団事務所であってその開設後にアの(ア)から(ケ)までに掲げるいずれかの施設が設置されたこと（以下「施設の設置」という。）によりアの区域内において運営をされることとなったもの（以下「施設設置前事務所」という。）については、適用しない。ただし、現用事務所にあつてはこの条例の施行後に、施設設置前事務所にあつては当該施設の設置後に、当該開設又は運営をしていた暴力団以外の暴力団のものとして開設又は運営をされた場合は、適用する。</p> <p>ウ 暴力団事務所は、アの区域内のほか、都市計画法に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（アの区域を除く。）においては、これの開設をし、又は運営をしてはならない。</p> <p>エ ウは、現用事務所又はこの条例の施行後に開設をされた暴力団事務所であつてその開設後に都市計画法によりウの地域が定められたこと（以下「地域の決定」という。）によるウの地域において運営をされることとなったもの（以下「地域決定前事務所」という。）については、適用しない。ただし、現用事務所にあつてはこの条例施行後に、地域決定前事務所にあつては当該地域の決定後に、当該開設又は運営をしていた暴力団以外の暴力団のものとして開設又は運営をされた場合は、適用する。</p>
<p>(14) 青少年に対する教育等のための措置</p>	<p>ア 県は、学校（中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>ウ 県は、イの青少年の育成に携わる者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p>
<p>(15) 不動産の譲渡等をしようとする者等の責務</p>	<p>ア 県内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならな</p>

	<p>い。</p> <p>イ 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。</p> <p>ウ 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項のすべてを定めるよう努めなければならない。</p> <p>(ア) 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。</p> <p>(イ) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。</p> <p>エ ウ(イ)の場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。</p>
(16) 不動産の譲渡等の代理等をする者の責務	<p>ア 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、(15)の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。</p> <p>イ 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。</p>
(17) 暴力団の威力を利用することの禁止	<p>事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。</p>
(18) 利益の供与等の禁止	<p>ア 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(ア) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。</p> <p>(イ) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。</p> <p>イ 事業者は、アに定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。</p> <p>ウ 事業者は、ア及びイに定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>エ 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、アからウまでに定める利益の供与のほか、不当に優先的な取扱いをしてはならない。</p>
(19) 取引の相手方等の確認	<p>事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。</p>
(20) 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁	<p>ア 暴力団員等は、事業者から当該事業者が(18)ア若しくはイに違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者がこれらに違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。</p>

止等	イ 暴力団員等は、事業者から当該事業者が(18)ウに違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が(18)ウに違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。
(21) 祭礼等からの暴力団の排除	<p>ア 祭礼、興行その他の公共の場所において多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事を主催する者又はその運営に携わる者（以下「行事主催者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(ア) 当該行事に関し、暴力団を利用すること。</p> <p>(イ) 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これを関与させること（(ウ)に該当するものを除く。）。</p> <p>(ウ) 当該行事が行われることとなる場所（当該行事主催者等が当該行事の運営において管理する区域内に限る。）において、露店、屋台店その他これらに類する店（以下「露店等」という。）を出そうとする者が暴力団員であることを知りながら、これに露店等を出させること。</p> <p>イ 行事主催者等は、当該行事からの暴力団の排除のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
(22) 違反者に対する措置	<p>ア 公安委員会は、(15)ア、(16)イ、(18)ア若しくはイ、(20)ア又は(21)アに違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>イ 公安委員会は、(15)ア、(16)イ、(18)ア若しくはイ、(20)ア又は(21)アに違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>ウ 公安委員会は、アにより説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又はイにより勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</p> <p>エ 公安委員会は、ウによる公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>
(23) 雑則	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。
(24) 罰則	<p>ア (13)アに違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>イ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、アの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑を科する。</p> <p>ウ 法人でない団体についてイの適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p>

(25) 施行期日	平成23年4月1日とする。ただし、(22)及び(24)は、同年7月1日から施行する。
-----------	--

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 障がい者サービスへの影響、地域住民に必要なバスの路線数及び便数の減少等に鑑み、自動車税の課税免除の適用を平成22年度分までとしていた構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車、運行の維持が困難な生活路線の乗合用バス等は、引き続き自動車税の課税免除の対象とする。
- (2) 過疎地域等における生活において必要な交通の確保のため、当該目的で県又は市町村が交付する補助金を受けて過疎地域等において有償で運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車を新たに自動車税の課税免除の対象に加える。

2 条例の概要

- (1) 次に掲げる自動車は、引き続き自動車税の課税免除の対象とする。
 - ア 構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車
 - イ 社会福祉法人が専ら入所者の通園、通学又は通院の用に供する自動車
 - ウ 障害福祉サービス等を行う法人が専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車
 - エ 老人デイサービス事業等を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車
 - オ 小規模作業所を営む個人又は法人が専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車
 - カ 運行の維持が困難な生活路線の乗合用バス
- (2) 自動車税の課税免除の対象に県又は市町村が交付する補助金を受けて過疎地域等において有償で運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該運送の用に供するものを追加する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、子を養育する職員の継続的な勤務を促進することにより、職員の福祉の増進を図るとともに、公務の円滑な運営に資するため、一定の範囲の非常勤職員が育児休業をすることができることとする等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 育児休業をすることができない非常勤職員の範囲を定める。
- (2) 非常勤職員がすることのできる育児休業の期間は、子の1歳6か月に達する日までとする。
- (3) 部分休業をすることができない非常勤職員の範囲を定める。
- (4) 非常勤職員に対し1日の勤務時間のうち部分休業を承認することのできる時間の上限を定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

業務の円滑な実施に必要な組織体制が確保された公益的法人等に職員の派遣を行わないこととすることに伴い、当該公益的法人等を職員を派遣することができる公益的法人等から削る。

2 条例の概要

- (1) 職員を派遣することができる公益的法人等から次の公益的法人等を削る。
 - ア 財団法人とっとりコンベンションビューロー

イ 社会福祉法人鳥取県厚生事業団

(2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

◇鳥取県職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員等の定数を改める。

2 条例の概要

(1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
知事の事務部局の職員	2,967人	2,977人
一般会計支弁に係る職員	2,957人	2,967人
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,305人	2,344人
県立学校の職員	2,044人	2,077人
県立学校の職員以外の職員	261人	267人
監査委員の事務局の職員	15人	17人
企業局の職員	61人	63人
県費負担教職員	4,129人	4,124人

(2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

◇鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県出資法人等の給与制度等については、引き続き公開し、透明性を確保することが必要であり、条例の規定及びその実施状況については、期限にかかわらず適宜必要に応じて検討を加え、その結果に基づいてその都度必要な措置を講ずることとするため、期限を定めて検討する旨の規定を廃止する。

2 条例の概要

(1) 条例の規定及びその実施状況について定期的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる措置を廃止する。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

青少年に急速に普及した携帯電話の利用により、青少年がインターネット上に氾濫する有害な情報に触れる機会が増大したことに伴い、これらの有害な情報から青少年を保護するための措置を講ずるとともに、現に監護し、又は保護する青少年を深夜に外出させない努力義務規定を設ける等青少年の健全な育成に資する環境の形成を図るため所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 保護者の定義

保護者は、親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他の者で、青少年を現に監護するものをいうものとする。

(2) 有害情報の定義

有害情報は、第11条第1項各号のいずれか又は犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるものをいうものとする。

(3) 携帯電話インターネット接続役務の提供に係る有害情報閲覧防止措置

ア 保護者は、監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の当事者となる場合又は監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときに限り、携帯電話インターネット接続役務を提供する事業者（以下「携帯電話インターネット接続事業者」という。）に対し、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をすることができることとする。

イ アの申出は、アの正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならないこととする。

ウ 携帯電話インターネット接続事業者又は携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続媒介業者等」という。）は、アの契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずることその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならないこととする。

エ 携帯電話インターネット接続事業者は、アによりフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない契約を締結するときは、当該契約に係るイの書面を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならないこととする。この場合において、当該携帯電話インターネット接続事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存することができることとする。

オ 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれの者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができることとする。

(ア) 携帯電話インターネット接続事業者が、ウ又はエに違反したとき。

(イ) 携帯電話インターネット接続媒介業者等が、ウに違反したとき。

カ 知事は、オの勧告を受けた携帯電話インターネット接続事業者等が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとする。

キ 知事は、カにより公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続事業者等に対し、意見を述べ、証拠を提出する機会を与えなければならないこととする。

(4) 深夜外出の制限

何人も、正当な理由のある場合を除き、その現に監護し、又は保護する青少年を深夜（午後11時から翌日の日出前までの時間）に外出させないように努めなければならないこととする。

(5) 知事は、平成26年度末を目途に、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする（5）を除き、平成23年7月1日とする。

イ 鳥取県住民基本台帳法施行条例について所要の規定の整備を行う。

条 例

鳥取県暴力団排除条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

鳥取県暴力団排除条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 暴力団の排除に関する基本的施策（第7条－第12条）
- 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置（第13条－第15条）
- 第4章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第16条・第17条）
- 第5章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第18条－第20条）
- 第6章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等（第21条）
- 第7章 祭礼等からの暴力団の排除（第22条）
- 第8章 違反者に対する措置（第23条－第25条）
- 第9章 雑則（第26条）
- 第10章 罰則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- （4）県民等 県民（県内に滞在する者及び県内を通過する者を含む。以下同じ。）及び事業者をいう。
- （5）暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、県民等が、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に不当な影響を生ぜしめる存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、市町村、県民等その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、基本理念にのっとり、県民等の協力を得るとともに、法第32条の2第1項の規定により公安委員会から鳥取県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者（以下「暴力追放運動推進センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関

する施策を総合的に推進するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

3 県民は、暴力団員等から不当な要求を受けた場合には、県、暴力追放運動推進センター等に相談するよう努めるものとする。

4 県民は、暴力団員等と密接に交際することその他の社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団の排除に取り組まなければならない。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

4 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等から不当な要求を受けた場合には、県、暴力追放運動推進センター等に相談するよう努めるものとする。

第2章 暴力団の排除に関する基本的施策

(県の暴力団事務所に対する措置)

第7条 県は、県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団事務所が開設（暴力団の活動の拠点として使用を始めることをいう。第13条、第14条及び第27条において同じ。）をされないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県の事務及び事業における措置)

第8条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものを県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(警察による保護措置)

第9条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、保護その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第10条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、県民等による暴力団の排除のための活動に資するよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第11条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、県内における暴力団の活動実態等について県民等に周知するほか、暴力団の排除の気運を醸成するための集会を開催するなど、広報及び啓発を行うものとする。

(市町村への協力)

第12条 県は、市町村において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。市町村が、当該施策を講じたときも、同様とする。

第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。）をしてはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第12条第1項に規定する児童相談所
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (4) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (6) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所
- (7) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は同法第16条に規定する少年鑑別所
- (8) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年（18歳未満の者（婚姻したものを除く。）をいう。以下同じ。）の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営をされている暴力団事務所（以下この項及び次条第2項において「現用事務所」という。）又はこの条例の施行後に開設をされた暴力団事務所であってその開設後に前項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたこと（以下この項において「施設の設置」という。）により前項に規定する区域内において運営をされることとなったもの（以下この項において「施設設置前事務所」という。）については、適用しない。ただし、現用事務所にあつてはこの条例の施行後に、施設設置前事務所にあつては当該施設の設置後に、当該開設又は運営をしていた暴力団以外の暴力団のものとして開設又は運営をされた場合は、この限りでない。

第14条 暴力団事務所は、前条第1項に規定する区域内のほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（これらの地域から前条第1項に規定する区域を除く。）においては、これの開設をし、又は運営をしてはならない。

2 前項の規定は、現用事務所又はこの条例の施行後に開設をされた暴力団事務所であつてその開設後に都市計画法により前項に規定する地域が定められたこと（以下この項において「地域の決定」という。）により前項に規定する地域において運営をされることとなったもの（以下この項において「地域決定前事務所」という。）については、適用しない。ただし、現用事務所にあつてはこの条例の施行後に、地域決定前事務所にあつては当該地域の決定後に、当該開設又は運営をしていた暴力団以外の暴力団のものとして開設又は運営をされた場合は、この限りでない。

(青少年に対する教育等のための措置)

第15条 県は、学校（学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、前項に規定する者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第4章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者等の責務)

第16条 県内に所在する不動産（以下この章において単に「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下この章において「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項のすべてを定めるよう努めなければならない。

（1）当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。

（2）当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。

4 前項第2号に規定する場合においては、当該譲渡等をした者は、速やかに当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

（不動産の譲渡等の代理等をする者の責務）

第17条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講じなければならない。

2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

第5章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

（暴力団の威力を利用することの禁止）

第18条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

（利益の供与等の禁止）

第19条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。

（2）暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないうちでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、前3項に定める利益の供与のほか、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

（取引の相手方等の確認）

第20条 事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。

第6章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等

第21条 暴力団員等は、事業者から当該事業者が第19条第1項若しくは第2項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者から当該事業者がこれらの規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、事業者から当該事業者が第19条第3項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者から当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第7章 祭礼等からの暴力団の排除

第22条 祭礼、興行その他の公共の場所において多数人が特定の目的のために一時的に集合するような行事を主催する者又はその運営に携わる者（以下この条において「行事主催者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該行事に関し、暴力団を利用すること。
- (2) 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これを関与させること（次号に該当するものを除く。）。
- (3) 当該行事が行われることとなる場所（当該行事主催者等が当該行事の運営において管理する区域内に限る。）において、露店、屋台店その他これらに類する店（以下この号において「露店等」という。）を出そうとする者が暴力団員であることを知りながら、これに露店等を出させること。

2 行事主催者等は、当該行事からの暴力団の排除のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第8章 違反者に対する措置

（調査）

第23条 公安委員会は、第16条第1項、第17条第2項、第19条第1項若しくは第2項、第21条第1項又は前条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第24条 公安委員会は、第16条第1項、第17条第2項、第19条第1項若しくは第2項、第21条第1項又は第22条第1項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

（事実の公表）

第25条 公安委員会は、第23条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第9章 雑則

（委任）

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第10章 罰則

第27条 第13条の規定に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第28条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第8章及び第10章の規定は、同年7月1日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第137条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 構造上身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税（第4号から第9号まで及び第12号に規定する自動車にあつては、平成20年度から平成22年度までのうち該当する年度分の自動車税に限る。）を課さない。ただし、第4号から第12号までに規定する自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「身体障害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車で次に掲げるもの（1台に限る。）</p> <p>ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等が所有するものに限る。）</p> <p>イ 当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車</p> <p>ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）のためにその者が常時介護する者が運転する自動車</p> <p>(5) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p>

<p>(12) <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他これに類する地域における生活において必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車専ら当該過疎地有償運送の用に供するもの</u></p>	
---	--

附則第8条中「前条」を「第7条」に改め、同条を附則第9条とし、附則第7条の次に次の1条を加える。

（鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（使用料） 第24条の16 略 2 略 3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第137条第4号又は第137条の2第1項第1号に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。 4及び5 略</p>	<p>（使用料） 第24条の16 略 2 略 3 知事は、第1項の規定にかかわらず、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第137条第4号又は第5号に該当する自動車を駐車するために県営住宅駐車場を使用する場合は、駐車場使用料の徴収を免除する。 4及び5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p><u>（3） 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 職員（1週間の勤務日の日数が3日以上である職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日の日数が121日以上である職員に限る。第19条第2号において同じ。）として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 当該請求に係る子の1歳6か月に達する日（以下「子の1歳半到達日」という。）を超えて非常勤職員として引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（子の1歳半到達日から6か月を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）</u></p> <p><u>2 前項第3号の規定にかかわらず、任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、任期が更新され、又は任期が満了した後</u> <u>に非常勤職員として引き続き採用されたことに伴い、任期の末日の翌日又は引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p>

るものは、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員としない。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、子の1歳半到達日とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、任期が更新され、又は任期が満了した後に非常勤職員として引き続き採用されたことに伴い、任期の末日の翌日又は引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

2 略

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第9条 略

(育児休業をする非常勤職員の給与に係る特例)

第9条の2 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。第19条から第21条までにおいて同じ。)については、第7条の規定は、適用しない。

2 非常勤職員については、前2条の規定は、適用しない。

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 職員として引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 1日の勤務時間数を考慮して人事委員会が定める非常勤職員

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

2 略

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第9条 略

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間(前項に規定する特別休暇に相当する休暇を承認されている非常勤職員にあっては、1日の勤務時間から当該休暇の時間に5時間45分を加えた時間を減じた時間)の範囲内で行うものとする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員(非常勤職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 <u>非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定の例により計算した給与額を減額して給与を支給する。</u></p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
--	---

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第6号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>（1）一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ケ 略</p> <p>コ 略 サ 略 シ 略 ス 略 セ 略</p> <p>（2）特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの ア及びイ 略</p> <p>ウ 略 2及び3 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>（1）一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～ケ 略 <u>コ 財団法人とっとりコンベンションビューロー</u> <u>（平成7年7月7日に財団法人とっとりコンベンションビューローという名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>サ 略 シ 略 ス 略 セ 略 ソ 略</p> <p>（2）特別の法律により設立された法人のうち次に掲げるもの ア及びイ 略 <u>ウ 社会福祉法人鳥取県厚生事業団</u> エ 略 2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第7号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,967人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,957人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,305人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,044人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>261人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>15人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>61人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,129人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,977人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,967人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,344人</u></p> <p>ア 県立学校の職員 <u>2,077人</u></p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>267人</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 監査委員の事務局の職員 <u>17人</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>63人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>4,124人</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第8号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例（平成16年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>給与等の制度等の公開</u>）</p> <p>第2条 県出資法人等は、規則で定めるところにより、次の事項を公表しなければならない。</p> <p>（1） 県出資法人等の<u>役職員</u>に係る<u>給与等の制度</u></p> <p>（2） 県出資法人等の<u>役職員</u>に係る<u>給与等の支給の状況</u></p> <p>（3） 県出資法人等の<u>役職員</u>に係る<u>給与等の制度の変更</u></p> <p>（4） 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号又は第2号に規定する事項に係る同条及び第3条の規定は、この条例の施行の日以降に終了した県出資法人等の事業年度分から適用する。</p>	<p>（<u>給与制度等の公開</u>）</p> <p>第2条 県出資法人等は、規則で定めるところにより、次の事項を公表しなければならない。</p> <p>（1） 県出資法人等の<u>職員</u>に係る<u>給与制度</u></p> <p>（2） 県出資法人等の<u>職員</u>に係る<u>給与</u>の支給の状況</p> <p>（3） 県出資法人等の<u>職員</u>に係る<u>給与制度の変更</u></p> <p>（4） 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（<u>施行期日</u>）</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号又は第2号に規定する事項に係る同条及び第3条の規定は、この条例の施行の日以降に終了した県出資法人等の事業年度分から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>検討</u>）</p> <p>2 <u>知事は、平成22年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（県民の責務）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 保護者<u>（親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）の長その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。以下同じ。）</u>は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚し、愛情ある環境の中で監督し、保護し、及び教育するとともに、青少年が心身ともに健やかに成長するための基本的な生活習慣を身に付けさせるよう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>（県民の責務）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚し、愛情ある環境の中で監督し、保護し、及び教育するとともに、青少年が心身ともに健やかに成長するための基本的な生活習慣を身に付けさせるよう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>
<p>（インターネット利用環境の整備）</p> <p>第12条の2 保護者は、青少年が有効にインターネットを利用するために、情報の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれか又は犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、<u>仲介し、若しくは誘引し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるものに該当すると認める情報</u>（以下「有害情報」という。）について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるよう努めるとともに、青少年がインターネットを利用することができる端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86</p>	<p>（インターネット利用環境の整備）</p> <p>第12条の2 保護者は、青少年が有効にインターネットを利用するために、情報の内容の全部又は一部が第11条第1項各号のいずれかに該当すると認める情報（以下「有害情報」という。）について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるよう努めるとともに、青少年がインターネットを利用することができる端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項に規定する端末設備をいう。以下同じ。）について、フィルタリングの機能（インターネットを利用して得られる情報について、有害情</p>

号)第52条第1項に規定する端末設備をいう。以下同じ。)について、フィルタリングの機能(インターネットを利用して得られる情報について、有害情報の受信を防止することを選択することができる機能であって、規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。)を有するソフトウェア(特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)との契約等により、そのソフトウェアを利用することができる場合を含む。以下同じ。)の活用(フィルタリングの機能において有害情報の受信を防止することを選択することをいう。以下この条及び次条において同じ。)により、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するよう努めなければならない。

2～4 略

5 略

6 略

7 略

(携帯電話インターネット接続役務の提供に係る有害情報閲覧防止措置)

第12条の3 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の

報の受信を防止することを選択することができる機能であって、規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。)を有するソフトウェア(特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)との契約等により、そのソフトウェアを利用することができる場合を含む。以下同じ。)の活用(フィルタリングの機能において有害情報の受信を防止することを選択することをいう。以下この条において同じ。)により、青少年の有害情報の閲覧又は視聴を防止するよう努めなければならない。

2～4 略

5 携帯電話の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に対し、インターネットを利用することができる携帯電話の販売又は貸付けをするに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めるとともに、フィルタリングの機能が有効な状態のものを販売し、又は貸し付けるよう努めなければならない。

6 略

7 略

8 略

- 規則で定める正当な理由があるときに限り、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をすることができる。
- 2 前項の申出は、同項の正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（以下「携帯電話インターネット接続事業者」という。）又は携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続媒介業者等」という。）は、第1項に規定する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずることその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。
- 4 携帯電話インターネット接続事業者は、第1項の規定によりフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。この場合において、当該携帯電話インターネット接続事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。
- 5 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 携帯電話インターネット接続事業者が、前2項の規定に違反したとき。
- (2) 携帯電話インターネット接続媒介業者等が、第3項の規定に違反したとき。
- 6 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続事業者又は携帯電話インターネット接続媒介業者等（以下「携帯電話インターネット接続事業者等」という。）が当該勧告に従

わなかったときは、その旨を公表することができ
る。

- 7 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続事業者等に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第12条の4 略

(自動販売機等管理者の設置)

第12条の5 略

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第17条の3 略

2 略

- 3 第12条の4第3項から第7項までの規定は、前2項の規定による届出をした者について準用する。

(深夜外出の制限等)

第21条 何人も、正当な理由のある場合を除き、その現に監護し、又は保護する青少年を深夜(午後11時から翌日の日出前までの時間をいう。以下同じ。)に外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、青少年が刑罰法令に触れ、若しくはそのおそれのある行為を行い、若しくはこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、又は青少年に対してこれらの行為をするため、深夜に青少年を連れ出し、同伴して徘徊し、又はとどめてはならない。

第26条 略

2 及び 3 略

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第12条の3 略

(自動販売機等管理者の設置)

第12条の4 略

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第17条の3 略

2 略

- 3 第12条の3第3項から第7項までの規定は、前2項の規定による届出をした者について準用する。

(深夜における連れ出し等の禁止)

第21条 何人も、青少年が刑罰法令に触れ、若しくはそのおそれのある行為を行い、若しくはこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、又は青少年に対してこれらの行為をするため、深夜(午後11時から翌日の日出前までの時間をいう。以下同じ。)に青少年を連れ出し、同伴して徘徊し、又はとどめてはならない。

第26条 略

2 及び 3 略

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

<p>(1) <u>第12条の2第6項</u>の規定による命令に違反し、同項後段に規定する期間内に改善事項報告書を提出しなかった者</p> <p>(2) <u>第12条の2第7項</u>又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者</p> <p>5及び6 略</p> <p>7 <u>第21条第2項</u>の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料料に処する。</p> <p>(1) <u>第12条の4第1項</u>若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者</p> <p>(2) <u>第12条の4第4項</u>（第17条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者</p> <p>(3) 略</p> <p>9 略</p>	<p>(1) <u>第12条の2第7項</u>の規定による命令に違反し、同項後段に規定する期間内に改善事項報告書を提出しなかった者</p> <p>(2) <u>第12条の2第8項</u>又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者</p> <p>5及び6 略</p> <p>7 <u>第21条</u>の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料料に処する。</p> <p>(1) <u>第12条の3第1項</u>若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者</p> <p>(2) <u>第12条の3第4項</u>（第17条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者</p> <p>(3) 略</p> <p>9 略</p>
<p>附 則</p> <p>1 略 (検討)</p> <p>2 知事は、<u>平成26年度末</u>を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (検討)</p> <p>2 知事は、<u>平成22年度末</u>を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成23年7月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)
- 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。
第2条第20号中「第12条の3第1項若しくは第2項」を「第12条の4第1項若しくは第2項」に改める。